

「国と地方の協議の場」に関する制度案の骨子（案）

○ 名称：国と地方の協議の場に関する法律（仮称）

1. 目的

- ・地方分権（地域主権改革）の推進
- ・地方自治に重要な影響を及ぼす政策の効果的、効率的な推進 等

2. 構成員

（1）定例の構成員

会議の議員は次のとおりとする。

- ・国側：内閣官房長官（議長）、地域主権推進担当大臣（副議長）、総務大臣、財務大臣、その他内閣総理大臣が指定する大臣
- ・地方側：地方六団体代表（副議長1名）

（2）臨時の構成員

- ・議長は、必要があると認めるときは、（1）以外の大蔵、地方公共団体の長・議会の議長を、議案を限って、臨時議員として、会議に参加させることができる。
- ・地方側は、地方公共団体の長・議会の議長の参加を、議長に対して求めることができる。

3. 協議対象範囲

次に掲げる事項のうち、地方公共団体に重大な影響を及ぼす国の施策について協議を行う。

- （1）国と地方公共団体との役割分担に関する重要事項
- （2）地方行政、地方財政、地方税制その他地方自治に関する制度の重要な事項
- （3）（1）・（2）のほか、経済財政政策、社会保障制度、教育に関する制度、社会資本の整備に関する施策等のうち地方行政又は地方財政に多大な影響を及ぼす重要事項

4. 開催等

- （1）議長は、毎年、会議が定める回数、会議を招集する。ただし、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。
- （2）会議の議員は、議長に対して、協議に付すべき具体的な事項を付して、臨時の会議の招集を求めることができる。
- （3）会議は、専門的事項に係る調査研究のために必要があると認めるときは、特定の事項について分科会を設けることができる。

5. 協議結果

- （1）協議が調った事項については、会議の議員及び臨時議員は、その結果を尊重しなければならない。
- （2）協議が調わなかった事項については、当該事項に係る議案の国会における審議に資するよう、政府は、協議の経緯及び協議が調わなかった理由を国会に報告しなければならない。

6. その他

- （1）運営経費は、国及び地方六団体の負担とする。
- （2）上記のほか、運営に関し必要な事項は、政令で定める。